TAX NEWS LETTER

2021

いつもお世話になっております。

春の陽気が待ち遠しい今日この頃、いかがお過ごしですか。 それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

~トピックス~

- 1. テレワークの労務管理上の課題
- 2. 税務カレンダー(2021年3月の税務)
- 3. 課税される助成金と計上時期
- 4. 新型コロナウイルス感染症と医療費控除

テレワークの労務管理上の課題

◆テレワークを実施している割合は?

内閣府が2020年6月に公表した調査によると、全国でテレワークを経験した人の割合は34.6%でした。テレワークは以前からありますが、コロナ禍でより身近な働き方になったと感じる人も多いのではないでしょうか? 調査ではテレワークの導入率が「ほぼ100%」は全体の10.5%、感染者の多い東京23区では20%以上という高い割合です。「50%以上」の働き方も11%と約1割あります。東京都では昨年12月の実施率が15.7%であったものが、2020年4月では49.1%が実施、2.5倍に増えています。実施が多い業種は、1.教育・学習支援、2.金融、保険、不動産業、3.卸売業、4.製造業です。

テレワークの実施率は業種別、雇用形態別、地域別で大きく異なっています。

◆労務管理上の課題

テレワークを実施していない企業から上がってくる意見は「適した業務がない」「セキュリティー上のリスク」「イ ンフラ整備の問題」などがあります。他には次に上げるような意見もありました。

(1)「部下が本当に集中して働いているか」

不安に感じる上司の一方で働く側は「サボっているとは思われたくない、業務に集中するあまり長時間労働となってしまう」という回答もあります。一部に多少サボっている人がいるとしても、テレワーク中の全員を監視するようなことは働く意欲をなくしてしまいます。会社と社員で認識を統一して、制度がきちんと運営される土台を作ることが大切です。

(2)労働時間の把握が難しい

在宅勤務中にも出社時と同じ労働時間管理をしている企業は8割ありますが、電話、メールで始業・終業に連絡、クラウド上の勤怠システム、パソコンのログ、日報などの報告があります。本人の都合で時間をずらして働くときは事前・事後に申請させるなどして実態を把握しましょう。

(3)コミュニケーションがとりにくい

コミュニケーション手段は主にメール、チャット、WEB会議、電話等になりますが、対面よりは簡潔な表現にならざるを得ないので情報共有漏れが出ないともかぎりません。在宅勤務は孤独感や相談相手がいない等、精神面でのフォローも必要不可欠です。

2021年3月の税務

3月10日

●2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日

- ●前年分贈与税の申告(※申告期限が4/15日延長)
- ●前年分所得税の確定申告(※申告期限が4/15まで延長)
- ●所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- ●確定申告税額の延納の届出書の提出(延納期限:5/31)
- ●個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
- ●個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- ●国外財産調書の提出

3月31日

- ●個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告 (※申告期限が4/15まで延長)
- ●1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- ●1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
- ●法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ●7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ●消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ●消費税の年税<mark>額が4,800</mark>万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>

課税される助成金と計上時期



新型コロナウイルスの影響により様々な助成金等を受け取る機会がありました。それぞれの課税上の取り扱いを整理します。

- ◆非課税とされる助成金等 以下の助成金は所得税の非課税として取り扱われます。
- ·特別定額給付金
- ・子育て世代への臨時特別給付金
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- · 学生支援緊急給付金
- ・低所得ひとり親世帯への臨時特別給付金
- ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の割引券及び助成
- ◆課税される助成金とその計上時期

以下の助成金は課税され、原則的には支給の決定した時(権利の確定時)に収入を計上します。給与や家賃など特定の経費を補填する性格の助成金は、基本通達の取扱に準じて、必要な手続きをしているときはその経費の発生年度に計上することとなります。また、Go Toキャンペーンによる給付金やポイントは、そのサービスを受けたときやポイントの使用時に収入計上します。

- (1) 支給決定時に計上するもの
- · 持続化給付金
- ・地方自治体の感染拡大防止協力金

持続化給付金については、①令和2年12月に申請したが支給決定の通知が来ていないもの、②令和3年に申請を行ったものは令和3年以後の収入となります。

- (2) 支給決定時又は経費発生時に計上するもの
- ・雇用調整助成金
- · 小学校休業対応助成金
- ・家賃支援給付金
- · 小規模事業者持続化補助金
- 経営継続補助金(農林漁業者向け)
- ・感染拡大防止等支援事業の補助金(医療機関等向け)
- (3) ポイント・クーポン使用時に計上するもの
- ·Go To トラベル事業の給付金
- ・Go To イート事業の給付金
- ・Go To イベント事業の給付金



新型コロナウイルス感染症と医療費控除

◆マスク購入費用は医療費控除の対象?

国税庁は、新型コロナウイルス感染症に関して、申告や納税などの 税務上の取扱いに関するFAQを令和2年3月から公開していますが、現 在も更新を続けており、横断的にきめ細かな説明をしています。

今年の確定申告で、医療費控除を申告する方の中には「マスクの購入費用は医療費控除の対象になるのか」と疑問に思った方もいらっしゃるかと思いますが、この問いに関してはFAQの中で「No」という回答を出しています。

◆医療費控除の定義

医療費控除の対象となる医療費は、

- 1. 医師等による診療や治療のために支払った費用
- 2. 治療や療養に必要な医薬品の購入費用と定義されています。

マスクの購入費用については「病気の感染予防を目的に着用するもの」 であるから、治療や療養のための費用ではないため、医療費控除の対象に はならないのです。



オンライン診療に係る費用についても回答があります。オンライン診療料やオンラインシステム利用料については、「診療に直接必要な費用に該当する」ので、医療費控除の対象になります。

ただし、「医薬品の配送料」については、治療に必要な<mark>医薬品の購入</mark>費用に該当しないので、医療 費控除の対象になりません。

◆PCR検査費用は?

ります。

医師の判断によりPCR検査を受けた場合、この費用は医療費控除の対象になります。ただし、医療費控除の対象は自己負担部分に限られ、現状、医師の判断によるPCR検査は原則公費負担によって行われるため、このケースで医療費控除の対象になる費用が出ることは非常にまれです。

「感染していないことを明らかにするためのPCR検査」等、自己の判断で受けた検査費用に関しては、医療費控除の対象となりません。ただし、検査の結果「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行う場合には、その検査は治療に先立って行われる診察と同様に考えることができるので、医療費控除の対象とな



漆畑邦裕税理士事務所

〒420-0868 静岡県静岡市葵区宮ヶ崎町85-7

TEL:054-252-9303 FAX:054-270-6692 E-Mail:uk21-accounting@rondo.ocn.ne.jp 事務所HP:http://shizuoka-zeirishi.com/